



学校教育目標 「自ら考え行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる
～つながる力・まなぶ力・つくる力～

No.10

庄内西小学校だより

令和7年(2025年)9月10日発行

校長 黒木優一



カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/shonai-n/>』をご覧ください。

「ともに学びともに育つ」支援教育について①

先日、庄内よつば学園開校に向けての保護者説明会が行われ、週末の夜や土曜日にも関わらずたくさんの保護者の方に参加していただきました。質問や回答の内容につきましては後日お知らせいたしますが、説明会の中で豊中市教育委員会（支援教育係）からも豊中市の支援教育について説明がありました。

昨年度本校で実施した『学校教育自己診断保護者向けアンケート』の『一人ひとりの多様性を尊重し、ともに学びともに育つ教育に取り組んでいる』という質問項目に対して、「わからない」といった回答が多く、支援教育について学校からの情報発信の不十分さを感じておりました。そこで今回の学校だよりにおきまして、先日の説明会の資料を交えながら、豊中市（本校）の支援教育についてお知らせし、保護者の方にも理解を深めていただけたらと考えます。

「豊中市は障害のある子どもにも『ともに学び、ともに育つ教育』を大事にしています」

豊中市は、『ともに学び、ともに育つ教育（インクルーシブ教育）』を掲げながら、すべての子どもたちの可能性が最大限に伸びる教育を大切にしています。

「支援学級設置の法的根拠」

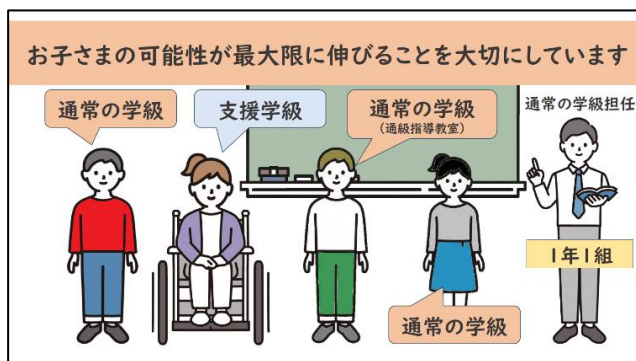
支援学級設置については、学校教育法という法律によって定められています。（支援学級対象児童は以下の通りです）

学校教育法【特別支援学級】

第八十一条 ②

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの



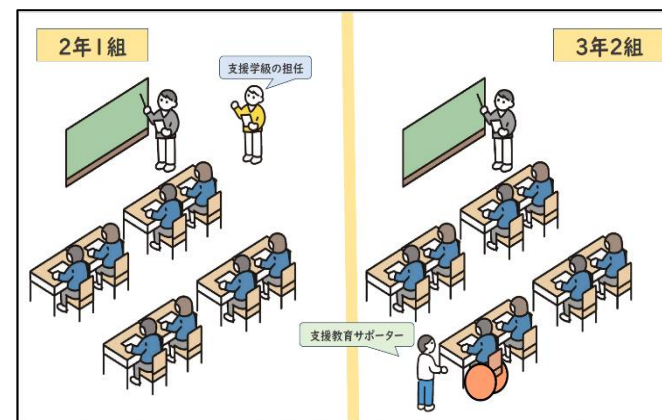
※「国語の勉強についていけないから。」という理由だけでは支援学級には入級できません。文部科学省によると「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者」とされています。学校で面談を行い、教育委員会が決定を通知することになっています。

※聴覚障害がある児童でも、補聴器などを使用すれば特別な支援を必要としない場合は支援学級に在籍しないこともあります。

「支援学級担任と支援教育サポーターについて」

支援学級の在籍児童に対して、『支援学級担任』と『支援教育サポーター』が各校に配置され、授業中は児童のそばで学習の支援をしたり、別室（本校ではみつばち教室）で個別学習やグループ学習を行ったりします。

また、授業中以外の学校生活でも、給食やトイレなど、それぞれの障害に応じた支援を行います。



「学級設置について」

支援学級は障害の種類によって分けられており、1クラス最大8名までとなっています。同じ種類の学級に12人在籍すれば、2クラス-2人の支援担任配置となります。

基本的には1つの支援学級に対して1人の支援学級担任が配置されますが、支援学級担任は自分の学級だけでなく、いろんな学級の児童を担当しますので、在籍児童が少ない学級だから先生にたくさん支援してもらえないというわけではありません。障害の状況やそれぞれが個別に立てている指導計画の内容によって、担当する支援の内容や総時間が異なります。

「支援学級」



「自立活動について」

支援学級に在籍すると必ず『自立活動』を行わなければなりません。『自立活動』は6区分27項目からなる次のような活動です。それぞれの障害に応じて個別の指導計画が立てられ、一人ひとりに応じた自立活動が行われます。

- 1 健康の保持
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。...
- 2 心理的な安定
(1) 情緒の安定に関すること。...
- 3 環境の把握
(1) 保有する感覚の活用に関すること。...
- 4 身体の動き
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。...
- 5 コミュニケーション
(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。...



「個別の指導計画について」

支援学級における「個別の指導計画」は、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法を具体的に示した短期的な計画です。学校生活や教科の学習におけるきめ細かな支援、対人関係のサポートなどを設定し、保護者や本人との合意形成を図りながら作成・活用されます。

(つづきは次号で)